

今回の提案趣旨について伺う。

本条例案は5月31日の本会議において一度は可決されたものの、再議に付され5月30日の本会議で否決された。

その後新たに平成25年度採用の外部人材校長について2件の不祥事が発生したが、2つの案件はいずれも平成25年度の外部人材にかかる案件であり、平成25年度の外部人材の採用方法に問題があったことについては5月議会の時点の認識と何ら変わりはない。

しかもその採用プロセスは現行制度では既に改善されており、今回兼ねてより問題点が指摘されてきた25年度採用の外部人材について新たな事案が出たことによって5月30日の議会で下された判断を覆す論理的妥当性はない。

にも拘らず市長と議会の二元代表制における正当な

手続きに則った議会の意思決定を無視し、何故再び同じ条例案を提出するのか。

今回新たに発覚した2件の不祥事を起こした校長については既に現場を退いており、現在当該校では新たな校長の下で混乱収束に向けて日々学校運営が行われている。

今回、緊急事件としてとり扱うべき具体的な不利益が今も現場で継続的に起こっており、尚且つ本条例案が可決されることで即時にその不利益が取り除かれるのであれば今回のタイミングも理解できるが、9月議会ではなく今回臨時会に緊急事件として上程したのは何故か。本会で議決した場合と9月議会で議決した場合に、制度運用のスケジュールについてどのような変更があり、市民メリットは何なのか。

以上、条例案提出の必要性について、25年度の外部人材の採用に問題があったという5月の時点ですでに議論されていた問題点以外の理由で、新たに生じた制度上の理由と、9月議会ではなく本臨時会に提案した緊急性についてご説明ください。

特に、緊急性については、本臨時会が特定の案件を審議するために開かれていること、言い換えれば教育活性化条例を審議するために開かれた議会ではないことと鑑み、9月議会から本日8月7日まで日程が前倒しされることよって生じる市民利益について、どうしても本臨時会に提出しなければならなかった事情が分かるように、納得のいくご説明を願う。

次に外部人材の公募についてお伺いする。

学校現場への外部人材の投入については、「そもそも民間人などの外部人材を公募する目的は高度で専門的な知識・経験や優れた見識を有する人材のもつ能力を一定期間活用するもので、その能力が特に必要とされる業務に従事させるものである」「本来なら公募を行う学校ごとにどのような課題があるのかその課題解決のためにどのような人材が必要なのか、その人材が内部に居ない場合に外部のどのような人材を必要とするのかを検討しその上で具体の基準を持って民間から公募を行い、選考を行うべきである」(5月27日予算修正案説明・柳本議員)という事を5月27日の本会議で、また同様の趣旨の発言を5月30日の本会議でも述べておられるが、この解釈はどこから出てきたものか。

この解釈は、内外公募は採用プロセスの透明化を狙いとし、特に外部人材の登用についてはこれまでの内部だけの常識を見直し、内部の目線だけでは発見出来ない学校の課題を発見、解決するのが目的であるという市長や局の説明とは異なる。

それまで内部の目線では盲点となっていた学校の課題を外部の人材を入れることによつて顕在化するリスクマネジメントの手法は「ジョハリの窓」として研究され、学校運営上も非常に重要な考え方であることは広く知られていることである。

外部人材の投入は高度な知識や経験を有する人物の能力を一定期間活用するものだという先の解釈は、外部人材登用の一つのあり方にすぎず、一部の民間企業ではそういう外部人材の登用の仕方もあるが、市長や局の説明からも本市の制度運用の主たる狙いではないことは明白である。

この認識の違いについてはご理解頂けたと思うが、いかがか。

ジョハリの窓についての研究は教育のリスクマネジメントに関する書籍を数冊読んで頂ければ必ず目にする有名な研究成果であると思うが、本市の学校教育においても外部の目線で各学校を改めて見直すことに意義が認められると思うかどうか誤認識をお答え頂きたい。

これまで外部の公募校長が入ったことによって顕在化し、あるいは解決された本市学校運営上のいわゆる「盲点の課題」（内部の人材だけでは解決し得なかった課題）についての重要性の認識の違いが今回の立場の違いになっている理由の大きな一つではないかと考えている。外部の目線によって掘り出され、あるいは解決した課題の具体例をいくつご存知か。重要と思

われるものから順に具体的内容も合わせて知り得る限りお答え頂けますか。こういった事例の調査、把握が不十分であるために、公募制度に対して消極的な立場をとられるのではないかと考えております。今回の考え方の相違の核となる部分で、非常に重要な項目だとも思っておりますので丁寧にお答え頂きたいと思えます。

次に内部人材の公募について伺う。

原則内外公募をやめるべきとの主張であるが、内部人材の原則公募によって生じている不利益はなにか。

外部人材の公募だけを凍結するという段階を踏まず、一足飛びに内部も外部も原則公募を中止するという判断に至った理由は何か。

公募制度自体立ち止まって考えるべきとの指摘であるが、25年度の内部外部公募、26年度の内部外部公募と4つに分けた際に不祥事が問われているのは

25年度の外部人材のみであり、その採用方法については既に議会のチェックが入って改められていると認識している。25年度の内部公募人材および26年度の内部・外部公募校長には不祥事はあるのか。

最後に、義務規定と任意規定の違いは既に5月27日の反対討論で述べました。任意規定であれば実質的に公募を行うことが難しいことも5月30日の討論で我が会派の田辺議員から指摘させて頂きました。議会が公募をするよう局に迫っても、局が内部の人材で解決にあたっていききたいと返答したらそこで納得して引き下がるのか。

それとも義務規定を任意規定に変えた過ちを認めて再び義務規定に戻す条例を提出するのか。

想定される対応をお聞かせ願いたい。



繰り返すが今回新たに生じた2つの案件はいずれも平成25年度の外部人材にかかる案件であり、平成25年度の外部人材の採用方法は既に見直され、改善された中で運用されている現行の制度を廃止させる新たな事由とはならない。

市民から大阪市の議員はこの程度の議論もできないのかと落胆の声が上がらないように皆さんの適切な判断を期待する。